

北海道におけるトランポリン競技のイベント実施に向けた 感染拡大予防ガイドライン (新北海道スタイル)

北海道トランポリン協会

はじめに

本ガイドラインは、公益財団法人日本体操協会が 2020 年 7 月 11 日に示した「体操イベント実施に向けた感染拡大予防ガイドライン」(2022 年 4 月 1 日改正)を参考にして、北海道においてトランポリン競技のイベント(以下、「トランポリン競技会等」という)を開催するにあたり考慮しておかなければならない項目を示しました。主催者は、トランポリン競技会等を開催するにあたり地域の特性、参加規模、観客の有無、交通アクセス、宿泊といった状況を考慮しながら、本ガイドラインを基本として、新型コロナウイルス感染症の感染及び拡大の予防・防止対策(以下、感染拡大防止対策と言う。)を講じ、各主催者が関係するすべての方々の安心安全を実現できる競技会等の実施方法を適切に定めていくようご理解ご協力のほどお願い申し上げます。

【目次】

- 1. トランポリン競技会等の開催に当たっての基本的考え方について
 - 1) 利用施設との連携・開催可否の判断
 - 2) トランポリン競技会等の開催判断に関わる要件
 - 3) その他必要に応じ主催者が判断すること
- 2. 競技会等の開催における全般的な留意事項
 - 1) トランポリン競技会等開催における基本的考え方
 - 2) トランポリン競技会等開催における留意点

【競技会・演技会】

- (A) 参加募集時に考慮すること
- (B) 参加受付時の留意事項
- (C) 主催者が取り組むこと
- (D) 参加者が取り組むこと
- (E) 競技会運営全般の留意点

【講習会・研修会】

【会議等】

【トランポリン体験イベント等】

- 3. 危機管理体制
- 4. その他
- 5. 関連情報



1. トランポリン競技会等の開催に当たっての基本的考え方について

公益財団法人日本スポーツ協会の示すガイドラインに基づき、北海道の方針に従うことが大前提です。開催地や施設が定めた利用者ガイドラインを遵守した上で、本ガイドラインに沿って参加者(以下、「参加者」とは選手、指導者、チームスタッフ、審判員、運営スタッフ等競技会、演技会、研修会等にいなければ成立しないトランポリン競技会等に直接関わる者を指す。観客、報道関係者、施設管理者は除く。)への感染拡大防止対策を適切に行っていくことが求められます。

トランポリン競技会等の規模は、参加人数や参加対象者の地域(全国・全道・全道各地区・市町村等)が大きく関わります。また参加者のみならず観客の有無等も開催要件となってきます。これらを踏まえ、主催者が判断していくことが求められます。

1) 利用施設との連携・開催可否の判断

利用施設のガイドラインに沿って、トランポリン競技会等の日程、参加者数等を適切に 定め、参加者の安全を第一に運営計画を立案してください。施設を通じ、開催地の自治体 の対策実施内容や、救急医療体制等の情報を収集し、トランポリン競技会等の開催、規模 縮小、中止等の判断を行ってください。

2) トランポリン競技会等の開催判断に関わる要件

2020年5月25日付、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長より各都道府県知事あてに配信された「事務連絡」に明記されましたイベント開催制限の考え方に基づき、トランポリン競技会等開催の3ヶ月前、2ヶ月前、1ヶ月前を起点として都度判断できる体制を整えてください。

時期	地域間移動制限 (移動自粛を含む)	全国、複数都道府県規模以上	一都道府県規模以下	観客、報道関係者を含む参加者数 (施設収容率)	
緊急事態宣言発令時	有	開催中止	条件付き開催	-	
内閣官房制限あり	有	開催中止 (ただし移動制限のない 地域での開催は可)	条件付き開催	事務連絡にて示される上限に従う	
	無	条件付き開催	条件付き開催		
内閣官房制限なし	無	条件付き開催	条件付き開催	状況に合わせて制限することを 推奨	



3) その他必要に応じ主催者が判断すること

トランポリン競技会等を開催する場合、参加制限の有無・トランポリン競技会等の規模・無観客の判断等開催するための条件を明確にしておく必要があります。ただし、日々変わる感染状況や、開催される自治体が政府から特別警戒指定を受ける等、開催を決めていても延期や中止等の判断を迫られることも考えられます。参加者が混乱することのないよう、主催者はあらかじめ対策段階により判断基準を設けておくことが必要です。さらに、開催期間中に感染者が出た場合等、その対応策について示しておく必要があります。

2. トランポリン競技会等の開催における全般的な留意事項

1) トランポリン競技会等開催における基本的考え方

トランポリン競技会等は、公益財団法人日本スポーツ協会の示すスポーツイベント開催 におけるガイドラインを基本とし、トランポリン特有の状況に合わせた取り組みを考える 必要があります。

本会が策定した「北海道のトランポリン活動における感染拡大予防ガイドライン」に示すように、トランポリンは「個人が体を操る」ことが基本となっていますので、感染拡大防止対策における「3密を避ける」「身体的距離の確保」「他者との接触を避ける」を実現することが可能なスポーツの一つです。国、都道府県や各自治体、中央競技団体の方針に従うことを大前提とし、これらの方針や要請に関しては、それに従う判断が求められますが、その特性を理解し、徹底した感染拡大防止対策を施し、関係各所の理解が得られていれば、トランポリン競技会等開催は可能であると考えています。また各種講習会や研修会等の開催についても同様ととらえ、この考えに関しては、北海道各地区、市町村等の協会が主催するトランポリン競技会等も同様にあてはまるものとなります。

2) トランポリン競技会等開催における留意点

【競技会・演技会】

トランポリン競技会等において身体活動を伴う競技会や演技会では、参加者は決められた演技面や器械器具を共有して使用します。いくつかの指針では、器械器具を利用した後に都度消毒が奨励されていますが、例えばトランポリンベッドやパッド、エバーマット等を利用者が使用した後に都度消毒することはその活動において非効率であり、安全な利用に支障をきたす可能性が出てくると考えています。そのため、競技会・演技会においては、器械器具の都度消毒ではなく、参加者から感染者や感染の疑いのある者を可能な限り排除することに主眼を置き、参加者自身が事前の消毒を徹底することを感染拡大防止対策の柱としていきます。



(A) 参加募集時に考慮すること

参加募集に際し、開催要項や連絡通達事項として、以下の項目を掲げ感染拡大防止のために参加者が遵守すべき事項を明確にして、協力を求めます。

①自主的に参加を見合わせる場合

- ア 体調が良くないと感じている場合 (例:発熱・咳・咽頭痛・倦怠感・疲労感・嗅覚や 味覚の異常等の症状がある場合)
- イ 現在は体調が良くても、過去1週間以内に体調が良くないと感じたことがあった場合で、PCR 検査等の確認が出来ていない場合
 - ○PCR 検査等の確認は以下のとおりとする
 - ・症状発症後、9日以内に PCR 検査を受け陰性確認が取れている。
 - ・ 症状発症 2 日目から 9 日目以内に抗原検査を受け陰性確認が取れている。
- ウ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいた場合で、それらの方が、感染が疑われてから PCR 検査等の確認が出来ていない場合
- エ 国内において、過去7日以内に感染者及び感染が疑われる者(感染者と濃厚接触した者でPCR検査等の確認が出来ていない者)との濃厚接触があった若しくは疑われる場合
 - ○感染者等との濃厚接触の目安は、以下の通りとする。
 - ・感染者等と同居、直接接触があった場合
 - ・感染者等と長時間の接触があった場合(例:密閉された室内で作業、会議等行う。 30分以上に渡って車内、航空機内等に同乗等)
 - ・手で触れることのできる距離(目安として1メートル)で、必要な感染予防策無しで、感染者等と15分以上の接触があった場合(例:飲食中のマスクなし会話等)
 - ・感染者等の咳、くしゃみのしぶき、鼻水などの体液に触れた可能性が高い場合
- オ 利用者(参加者)または同居する者が、過去7日以内に政府から入国制限、入国後の 観察期間を必要とされている国、地域等への渡航、または当該在住者との濃厚接触が あった若しくは疑われる場合
- カ 自らが、過去7日以内に感染が疑われるような状況下にあったと判断した場合(例: 居住地域等で相当数の感染者が発生し、感染者と接触している可能性が高い等)
- ②マスクを着用すること(演技中、準備運動時、練習中等は状況に応じること)
- ③こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること
- ④他の参加者、主催者スタッフ等と密とならない距離を確保すること
- ⑤大きな声で会話、応援等をしないこと
- ⑥感染拡大防止対策として主催者が決めたその他の措置の遵守、主催者の指示に従うこと
- ⑦終了後1週間以内に感染症を発症した場合は、主催者に対して速やかに濃厚接触者の有無 等について報告すること



(B) 参加受付時の留意事項

当日の受付時に参加者が密になることへの防止や、安全にイベントを開催・実施するため、以下に配慮して受付事務を行うことが必要です。

- ①受付窓口には、手指消毒剤を設置し、入館・入場時、退館・退場時の消毒を徹底させること と
- ②受付時に体温計(可能であれば非接触型)による検温体制を整え、発熱が軽度であって も咳・咽頭痛等の症状がある人は入館・入場させないようにすること
- ③受付を行うスタッフは、マスクを着用し、感染拡大防止対策を行うこと
- ④受付時に密とならない状況を工夫すること
- ⑤インターネットやスマートフォンを使った電子的な受付を行う等、受付場所での書面の記 入や現金の授受等を避け混雑の回避を心がけること

(C) 主催者が取り組むこと

主催者は、安全にイベントを開催・実施するため、以下のことに取り組むことが必要です。

①参加者の健康管理への配慮と、必要に応じた「JGA 体調管理検温表」の提出

- ア 参加者に「JGA 体調管理検温表」等の記録を徹底させ、競技会では提出を求め一定期間保管する。
- イ 参加者に対し、日常生活からの健康管理と感染拡大防止対策の啓発に努める。
- ウ 参加者に対し、感染拡大防止対策に関する最新情報の提供に努める。
- エ 参加者に対し、新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)の導入を促す。

②競技会・演技会関連施設、利用方法の管理

- ア 多くの参加者が手で触れる機会の多い器械器具や設備(出入口のドアノブ等)、共有 備品(掃除道具等)を清潔に保つ。
- イ 競技等に支障のない範囲で、出入口や窓を開放する等場内の換気につとめ、施設の空 調設備を適切に利用して感染拡大防止対策の環境を整える。
- ウ 利用施設のガイドラインに従って、活動時間や活動方法を調整し、入場者数を調整することができるよう、運営計画を作成する。
- エ 主催者チェックリストを作成し、必要に応じて提出できるようにする。

③施設内のその他の共用場所

トイレ、手洗い場、更衣室等共用して利用する場所は、利用施設のガイドライン等に 従って、消毒液の設置、換気、利用者の制限等の感染拡大防止対策を講じる。



4)飲食について

- ア 参加者が飲食物を手にする前に、手洗い、手指消毒を行うよう声掛けする。
- イ 食品の提供に際して衛生管理に留意する。

⑤ゴミの廃棄について

- ア 鼻水、唾液等が付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して廃棄する。
- イゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用し、作業後の消毒を徹底する。

⑥観客の管理

- ア 一般観客の入館・入場は、段階的に拡大する
- イ 観客を入館・入場させる場合は、入館・入場管理体制を整える。
- ウ 観客を入館・入場時に検温して発熱が軽度であっても咳・咽頭痛等の症状がある人は 入館させないようにする。
- エ 観客には入館・入場時、退館・退場時の消毒を徹底させる。
- オ 観客 (待機中の選手を含む) 同士が密な状態とならないよう、あらかじめ観客席の数 を減らし、座席指定を行う等の対応をとる。
- カ 観客 (待機中の選手を含む) には大声での声援や飛沫飛散の要因となるような行為を 控えさせる。
- キ 観客(待機中の選手を含む)には、マスクの着用を義務付ける。
- ク 必要に応じ、氏名や連絡先の提出を求め、一定期間保管する。
- ケ 競技会の終了後、1週間以内に感染症を発症した場合は、速やかに主催者に届け出るよう促す。
- コ 新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)の導入を促す。

(7)チケット

- アーチケットを販売する場合は、可能な限り指定席によるチケット販売とする。
- イ インターネットでの販売、団体を通じての一括販売等、当日会場での対面販売を避ける方法をとる。
- ウ 来場者の体調の変化に伴うキャンセルに対する返金の扱い、感染状況の変化に伴う無 観客の措置やトランポリン競技会等の中止に伴う返金等、あらかじめ周知する。

8報道関係者

報道関係者は、参加者と同等の感染拡大防止対策を講じた上で、受け入れる。

⑨その他の留意事項

- ア 利用施設特有のガイドラインがある場合、留意事項として加え、従うようにする。
- イ 万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱いに十分注意しながら、トランポリン競技会等当日に参加者等より提出を求めた書類を、保存期間(少なくとも2週間以上)を定めて保存する。
- ウ 終了後、参加者等から感染症を発症したとの報告があった場合や地域の生活圏において感染拡大の可能性が報告された場合の対応方針について、開催自治体の衛生部局とあらかじめ検討しておく。



(D) 参加者が取り組むこと

参加者は、以下のことに留意し、主催者が決めた措置を遵守し、主催者の指示に従うことが必要です。

①競技会・演技会関連施設への入場前

ア 参加者の内、選手、審判等の業務に従事する役員及び監督・コーチ等の指導者は、本会 策定の「北海道のトランポリン活動における感染拡大予防ガイドライン」に基づき、日常 の体調管理記録を適切に行い、主催者の求めに応じ提出する。

(参考: JGA 体調管理検温表 https://www.jpn-gym.or.jp/news/29387/)

- イ 参加者は、トランポリン競技会等に参加する前に、自身の体調がよくないと感じた場合、あるいは感染者やその疑いのある者との濃厚接触が疑われる場合、速やかに参加中止を判断し主催者に届け出る。
- ウ 参加者は、日ごろから感染拡大防止対策に関する正しい情報を確認し、感染拡大防止 のため、自身について偽りのない情報を提供できる環境を構築する。
- エ 参加者は、マイマスク、マイタオル等を持参する。
- オ 参加者は、三つの密を避け感染拡大防止対策に十分に配慮する。
- カ 参加者は、持ち込み品を最小限にとどめ、その衛生管理を徹底する。

②競技会・演技会関連施設への入場中

- ア 参加者は、会場への入場後、必要に応じて手洗いやうがい等の感染拡大防止対策で奨励される行動を実践する。
- イ 参加者は、会場内でも3つの密を作らないように努め、活動場所の換気に気を配り、 参加者間の近接した会話や不要な接触を避ける。
- ウ 選手は演技中及び練習中、マスクを着けないことから、選手以外の参加者は感染拡大 防止対策を講じて行動する。
- エ 競技備品の使用に関しては、安全な利用に支障をきたす場合があるため、参加者自身の事前消毒を原則とする。
- オ 消毒液やスプレー等の準備については主催者の指示に従う。
- カ 特に炭酸マグネシウムは個人が持ち歩き、放置したり、他の参加者が使用する事等が 無いようにする。
- キ 更衣室やロッカー等を使用する際は密にならないよう心がける。
- ク ゴミは定められた区分によって定められた場所に廃棄する。
- ケ 運動・スポーツ中に、唾や痰をはくことは行わない。
- コータオルの共用はしない。
- サ 飲食については、指定場所で取り、周囲の人となるべく距離をとって対面を避け、会 話は控えめにする。また、廃棄物の処理を適切に行う。
- シ 行動制限エリアを遵守する。
- ス 大きな声を出しての声援等、飛沫拡散を伴う恐れのある声出しを慎む。



セ 運営スタッフは、競技会運営に関わる、指定業者、中継関係者等も同様の対策を行う こと。特に、清掃、消毒等に関わる業務については、利用施設と連携を図り、適切な人 員配置や用具資材の準備を行い、自らの感染予防にも努める。

③競技会・演技会参加後

- ア 参加者は、手洗いやうがい等の感染拡大防止対策で奨励される行動を実践する。
- イ 参加者は、持ち込み品を持ち帰り、その衛生管理を徹底する。

④その他の留意事項

- ア 競技会・演技会関連施設への移動手段については、感染リスクを極力避けた方法を選 択する。
- イ 競技会・演技会関連施設内では、活動場所と必要なエリア(フロア・トイレ・通路 等)以外の移動を控える。
- ウ 競技・演技以外では感染拡大防止対策(マスクを着用する等)を徹底する。
- エ 競技会・演技会関連施設特有の指示がある場合、留意事項として主催者の案内に従う。

(E) 競技会運営全般の留意点

競技会の運営にあたっては、以下のことに留意し、会場の準備、スタッフの配置、日程 調整等を行い、感染拡大防止対策を確実に実行することが必要です。

①代表者会議・審判会議等

- ア 短時間で終えられるように配慮する。
- イ参加者はマスクを着用する。
- ウ 会場内の換気に気を配り、飛沫拡散防止の措置を行う。
- エ 競技会前にオンライン会議等で行うことを、今後検討する。

②トランポリン台周辺

- ア 競技開始前及び終了時(カッティング前)には、すべての資器材及び箇所を消毒する。
- イ 指定した資器材の消毒を、競技グループがごとに実施する。
- ウ 消毒作業は専属的に実施するスタッフを定めておき、手袋、マスクを着用し行うよう にする。
- エ 消毒範囲及び消毒方法は、下表を参考に実施する。なお、消毒方法については開催施設の指導に従うこととする。

消毒資器材等	消毒方法	競技グ ループごと 消毒する箇所	備考
パッド	消毒液を散布し拭き取り	指定	
スポッターマット持ち手部分	消毒布等で拭く	指定	
スポッターマット全体	消毒布等で拭く	指定	選手が触れた際に
スポッターマット主体		(備考参照)	拭く



エバーマット	消毒布等で拭く	指定(備考参照)	選手が触れた際に 触れた箇所周囲を 拭く
H審審判台	消毒液を散布し拭き取り		機材が故障しない
11番番刊口	または消毒布等で拭く		ようにすること
ベッド	H審審判台取り外し後に		必要に応じて拭き
	消毒液を散布		取る
フレーム	消毒液を散布し拭き取り		
サイドマット (トランポリン	消毒液を散布		
台周囲に敷いたマット)			
補助台	消毒布等で拭く		
選手待機椅子	消毒液を散布し拭き取り	指定	
ベッド下の床面	消毒液を散布し拭き取り		

③競技フロア内

- ア 競技フロアへの選手、審判、競技役員及び各チーム最低人数のコーチ、監督以外の入場を禁止する。
- イ 競技フロアに入場する選手及び参加者の人数を制限する。
- ウ 競技フロア内 (競技フロア外の場合も含む) の選手待機場所については、一定の面積 を確保する。
- エ 競技フロア内 (競技フロア外の場合も含む) の選手待機場所については、できるだけ 競技グループ集合前に消毒液散布等の消毒を行う。
- オ 選手の待機時間は、できるだけ短くなるように配慮する。
- カ 選手は、誘導員の指示に従い選手待機席につき、自席前で審判に挨拶後着席し、その 後は着席した席と競技エリア間の移動のみ行うこととする。
- キ 競技エリアへの進入者は、トランポリン1台につき、選手1名とスポッター(最大6 名)のみとする。
- ク 演技を行う選手以外の参加者にはマスクの着用を義務付け、不要な会話は厳に慎む。
- ケ 応援の声援は、禁止する。
- コ 参加者は他の団体の選手等との会話は行わないようにする。

④審判員・審判席

- ア 審判席はアクリル板やビニール等により仕切りを設けることが望ましい。
- イ 審判員等は必ずマスクを着用する。
- ウ 審判員等は、着席時及び離席時には手指の消毒を行う。
- エ 審判採点機器、審判席周囲、競技役員席等の消毒は、審判員等または専属スタッフ等 が審判員交代または機器の交換等の時機において消毒する。



オ 業務上必要な会話を行う際は、対面とならないよう心掛け、短時間で終えるように配慮する。

⑤開・閉会式、表彰式

- ア 開会式を実施する判断は、開催地に委ねる。
- イ 開会式を実施する場合は、選手を競技フロアに集合させず観客席の座席に着座した状態で行う。なお、観客席がない会場でも、選手の集合は行わないようにする。
- ウ 開会式の内容は、開催地の判断に委ねるが、基本的に開会宣言、主催者挨拶、審判長 注意程度とし、できるだけ時間を短縮するようにする。
- エ 閉会式及び表彰式は、入賞した選手、必要最低限の役員及び会場スタッフを競技フロアに集合させ実施する。
- オ 選手、役員ともにマスクを必ず着用する。
- カ 表彰状等の授与は1位から3位までとし、4位から6位までの選手は名前を読み上げられたらその場に起立する。
- キ 表彰者の記録写真撮影は、起立した際に行い、集合写真は撮影しないこととする。
- ク 閉会式の内容は、開催地の判断に委ねるが、基本的に審判長講評、主催者挨拶、閉会 宣言程度とし、できるだけ時間を短縮するようにする。

⑥その他

- ア 競技フロア内に一般の撮影場所は設けない。
- イ 観客席からの撮影は認めない。
- ウ 競技会等の撮影は、主催者サイドで行い、事後に要望に応じてデータを配布する。
- エ カッティングは開催地の指示に従って行う。
- オ 競技会終了後は、会場内での集合、記念撮影等は行わず、すみやかに施設外へ退出するようにする。

【講習会・研修会】

講習会や研修会は、講師が講義を中心に教室で開催する講義型と、身体活動を伴う実技型、そしてそれらが混合する複合型が考えられます。それぞれの様式において感染拡大防止対策を講じていく必要があります。

①共通留意事項

- ア 参加申込受付は、インターネットを利用する等、対面受付を避ける。
- イ 参加者は本会策定の「北海道のトランポリン活動における感染拡大予防ガイドライン」に基づき、日常の体調管理記録を適切に行い、主催者の求めに応じて提出する。

(参考:JGA 体調管理検温表 https://www.jpn-gym.or.jp/news/29387/)



ウ 参加者は、イベントに参加する前に、自身の体調がよくないと感じた場合、あるいは 感染者やその疑いのある者との濃厚接触が疑われる場合、速やかに参加中止を判断し主 催者に届け出る。

②講義型

- ア 参加者が長時間、密にならないようテーブルの配置や講義時間等、工夫し、計画する。
- イ 参加者はマスクを着用する。
- ウ 会場内の換気に気を配り、飛沫拡散防止の措置を行う。

③実技型

- ア 参加者が長時間、密にならないよう場所と時間を工夫し、計画する。
- イ 他者との接触を伴う実技がある場合、参加者は実施前に必ず手洗いやうがい等の感染 拡大防止対策で奨励される行動を実践する。
- ウ 参加者は実技時、準備運動時以外はマスクを着用する。

【会議等】

会議開催にあたっても感染拡大防止対策を講じていく必要があります。

- ア 参加者が長時間、密にならないよう場所と時間を工夫し、計画する。
- イ参加者はマスクを着用する。
- ウ 会場内の換気に気を配り、飛沫拡散防止の措置を行う。
- エ 可能な限りインターネットを利用してのオンライン会議とする等、人の集まる機会を 避ける。

【トランポリン体験イベント等】

不特定多数の参加者が交代でトランポリンを利用する体験イベント等は、受付、トランポリンの昇降、補助等、いずれも感染リスクが非常に高く、また、イベント来場者の体調確認、消毒、3 密の回避等を行うことは困難だと考えられます。よって、トランポリン体験イベント等の依頼があった場合、主催者に本会が策定した「北海道のトランポリン活動における感染拡大予防ガイドライン」を説明して、開催の可否判断を伝えることとし、参加者が限定されガイドラインに沿った活動が可能な場合以外は受諾しないようにしてください。

3. 危機管理体制

感染者、あるいはその疑いのある者の入場を防ぐことを徹底的に実行することになりますが、イベント開催期間内に万が一、感染者が出る等緊急事態が生じた場合、次の処置を



とる必要があります。また、緊急事態時の連絡体制を明確に確立しておく必要もあります。

1) 感染症関連

- ア イベント開催期間内に、感染者が参加したことが明らかになった場合,主催者は速やかに感染者の対応と,施設管理者、開催地の管轄保健所、イベント医療担当者に情報を共有し、イベント開催の可否について判断し,速やかに参加者ほかに情報を伝達してください。また、イベント終了後に、感染者が参加したことが明らかになった場合、主催者は施設管理者,開催地の管轄保健所,本会事務局長,関連する団体責任者(本会都道府県協会等,本会全国体操連盟等,本会所属団体)に連絡し、保健所の指示に従って対応する。
- イ 参加者に感染者が出た場合、感染者の人権が守られるように配慮し、早期回復に向け た取り組みを促す。

2) その他の緊急事態

主催者は、地震等突発的な災害発生の場合、速やかに利用中止等の判断を行い、利用施設のガイドラインに従って行動する。

4. その他

- ① 必要の都度、本会理事会にて、本ガイドラインの見直しを図る。
- ② 本ガイドラインの適用期間は次の更新版が適用されるまでとする。
- ③インターネットを利用したイベント等の可能性も考えていく必要もあります。新しい生活様式とともに、新しいトランポリン競技者・愛好者生活を考えていってください。

5. 関連情報

- ・内閣官房ホームページ(新型コロナウイルス感染症対策)https://corona.go.jp/
- ・文部科学省 スポーツ文化に関する情報
 https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00019.html
- ・スポーツ庁 新型コロナウイルス感染対策スポーツ・運動の留意点と、運動事例について https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop05/jsa_00010.html
- ・日本スポーツ協会 スポーツイベント再開に向けたガイドライン https://www.japan-sports.or.jp/about/tabid1278.html
- ・日本体操協会 体操イベント実施に向けた感染拡大予防ガイドライン https://www.jpn-gym.or.jp/news/29642/
- ・北海道トランポリン協会 ホームページ http://hokkaido-trampoline.com/